

鳥取県公報

平成13年2月9日(金)

第7254号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	町の区域の変更等（市町村振興課）.....	1
	字の区域の変更（ " ）.....	5
	土地改良区の役員の就退任（耕地課）.....	5
	国土調査の成果の認証（ " ）.....	6
	土地収用法による事業の認定（管理課）.....	6
	開発行為に関する工事の完了（都市計画課）.....	7
調達公告	公募型指名競争入札の実施（5件）（農政課）.....	7

告 示

鳥取県告示第50号

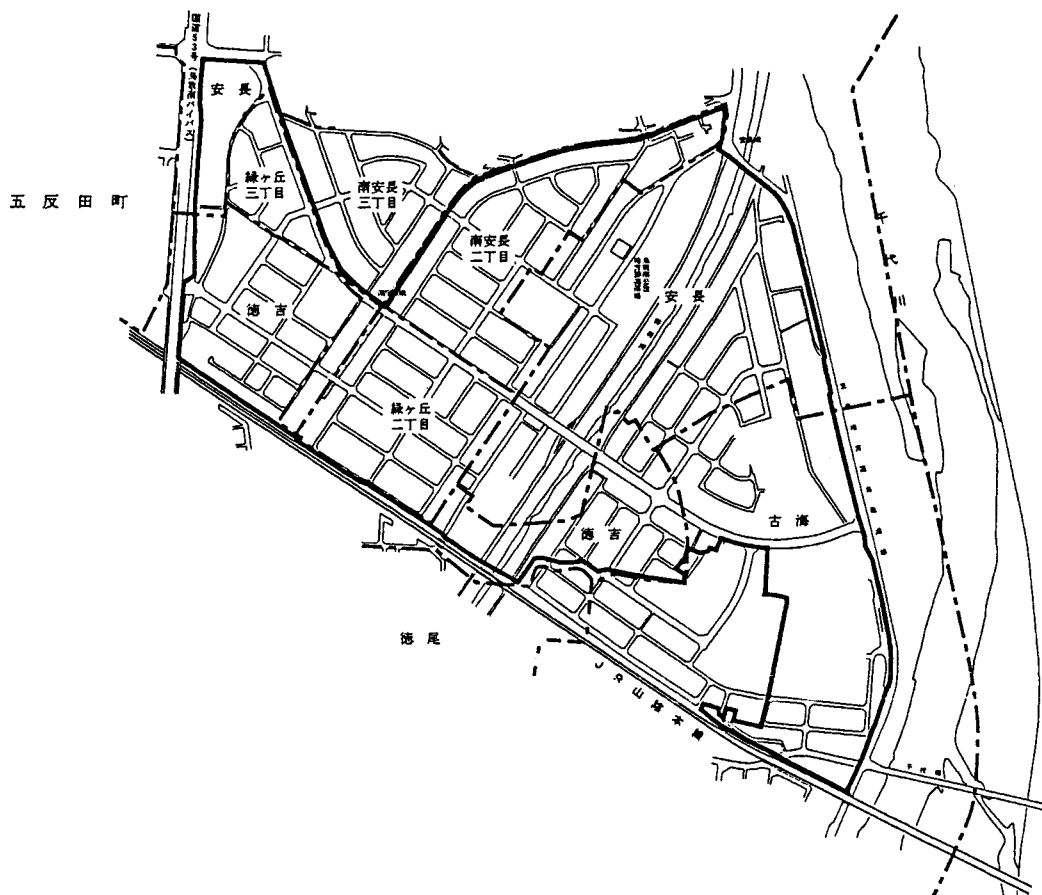
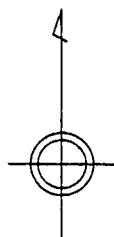
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、鳥取市長から別図1に示す区域内の町の区域を変更し、並びに字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図2のとおり町の区域を新設し、及び変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の変更、字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設及び変更は、平成13年2月12日からその効力を生ずる。

平成13年2月9日

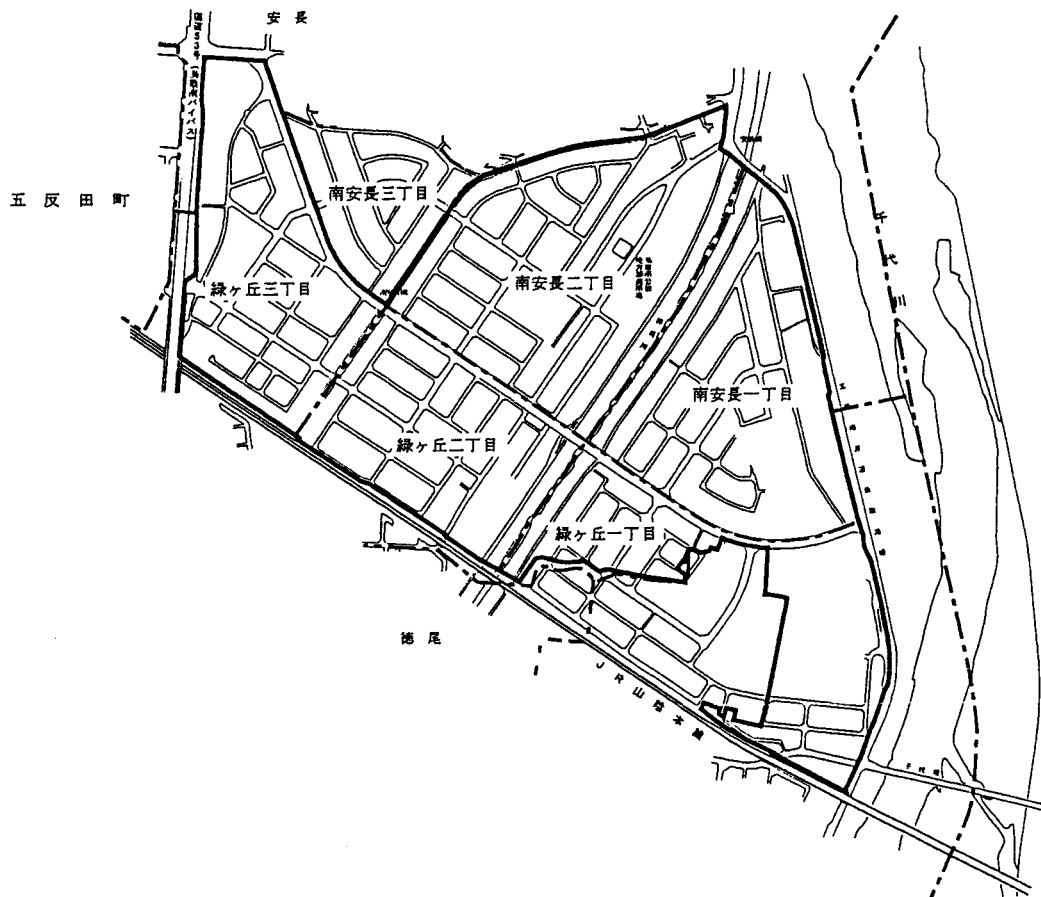
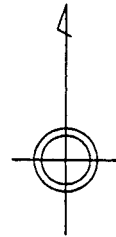
鳥取県知事 片 山 善 博

別図1



凡 例	
実施区域界	———
旧 町 界	- - - - -
旧 町 名	安 長

別図2



凡 例	
実施区域界	———
新町界	- - - - -
新町名	緑ヶ丘一丁目

新たに画する町の名称	同左の区域の境界線（平成12年9月11日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は2線の端を結び直線とする。）
南安長一丁目	古海字鴈津土手外917の1、古海字鴈津東890の7、893の14、893の15、893の16、893の2、古海字下鴈津866の12、866の7、866の29、867の16、867の20、866の28、866の6、869の9、866の5、869の7、867の8、867の7、867の6、867の5、869の21、869の50、徳吉字二ツ隈545の13、545の5、545の14、545の2、544の9、545の4、545の8、徳吉字雁津大所562の30、562の29、562の1、562の6の各番と古海字鴈津土手外917の3、古海字鴈津東899の2、893の8、古海字下鴈津866の4、866の14、869の3、869の5、869の2、徳吉字二ツ隈545の1、544の1、544の5、549の1、徳吉字雁津大所562の4、562の5、561の2、561の5の各番が接する線、安徳橋の北側線、野坂川の西側線、安長橋の南側線、安長字外河原804の10、799の39、799の38、799の37、799の34の各番と安長字外河原804の8、804の7、804の9、802の4、799の10の各番が接する線、県道鳥取港線の西側線
緑ヶ丘一丁目	J R山陰本線の北側線、野坂川の西側線、安徳橋の北側線、徳吉字雁津大所561の5、561の2、562の5、562の4、徳吉字二ツ隈549の1、544の1、544の5、545の1、古海字下鴈津869の2、869の5、869の3、866の14、866の4、古海字鴈津東893の8、899の2、古海字鴈津土手外917の3の各番と徳吉字雁津大所562の6、562の1、562の29、562の30、徳吉字二ツ隈545の8、545の4、544の9、545の2、545の14、545の5、545の13、古海字下鴈津869の50、869の21、867の5、867の6、867の7、867の8、869の7、866の5、869の9、866の6、866の28、867の20、867の16、866の29、866の7、866の12、古海字鴈津東893の2、893の16、893の15、893の14、890の7、古海字鴈津土手外917の1の各番が接する線、県道鳥取港線の西側線、徳尾字開発117の2、徳吉字下崎高下526の1及び527の1の各西筆界、徳吉字弥三郎田532の5、532の1、532の19、532の20、徳吉字二ツ隈540の27、540の25、540の64、540の31、540の34、540の1、540の62、540の60、540の56、古海字下鴈津866の25、866の10、866の19、866の17、866の9、869の3、866の2、古海字鴈津東893の9、893の5、893の12、893の13、850の3、古海字上鴈津838の2、838の43、古海字下村土居ノ下821の39の各番と徳吉字弥三郎田532の23、532の22、532の4、徳吉字二ツ隈540の28、540の72、540の71、540の73、540の74、540の29、540の77、540の76、540の63、540の61、540の75、古海字下鴈津866の3、866の18、866の11、866の20、866の24、866の8、869の27、866の22、866の15、865の1、古海字鴈津東850の1、850の2、850の5、古海字上雁津851、838、839、839の2の各番が接する線、古海字上鴈津839の1、837の4、837の3、837の2、古海字東開発ノ一743の5の各番と古海字上鴈津839の2、839、837の1、古海字東開発ノ一743の1の各番が接する線

区域を変更する町の名称	同左の区域（平成12年9月11日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は2線の端を結び直線とする。）
南安長二丁目	南安長二丁目の全域 安長字吉右衛門田671の18、671の15、671の11、671の26、674の9の各番と安長字吉右衛門田671の16、671の29、671の1、671の10の各番が接する線、安長字向嶋と安長字砂原の境界線、安長字向嶋と南安長二丁目の境界線、安長字嶋畑と南安長二丁目の境界線、安長字前新田と南安長二丁目の境界線、安長字桶屋田と南安長二丁目の境界線及び野坂川の西側線で囲まれた区域
緑ヶ丘二丁目	緑ヶ丘二丁目の全域 J R山陰本線の北側線、徳吉字奥中沢と緑ヶ丘二丁目の境界線、安長字砂原と緑ヶ丘二丁目の境界線、安長字砂原と安長字向嶋の境界線、安長字吉右衛門田671の10、671の1、671の29、671の16の各番と安長字吉右衛門田674の9、671の26、671の11、671の15、671の18の各番が接する線及び野坂川の西側線で囲まれた区域
緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目の全域 J R山陰本線の北側線、徳吉字墓原と徳吉字道登りの境界線、徳吉字古川丁場麻蒔と

緑ヶ丘三丁目

徳吉字道登りの境界線、徳吉字道登り202の2、203の8、203の7、203の1、203の2、203の6、204の1、204の8、204の6、204の2、204の7、204の5、205の5、205の1、206の1、安長字矢倉田柳ヶ坪20の6、20の1、20の2、22の1、23の1、23の4、24の1、25の1、26の1、27の1、28の2、29の1、30の1、31の1、32の1、32の4、34の1の各番と徳吉字道登り202の5、203の4、203の5、204の3、204の4、205の2、206の2、安長字矢倉田柳ヶ坪20の3、20の5、21の2、22の2、23の2、24の2、25の2、26の2、27の3、28の3、29の2、30の3、31の2、32の2、33の3、33の4、34の2の各番が接する線、安長字矢倉田柳ヶ坪34の1、33の7、安長字懸ヶ内18の3の各番と安長字矢倉田柳ヶ坪34の3、安長字懸ヶ内18の1の各番が接する線、安長字懸ヶ内と緑ヶ丘三丁目の境界線、安長字矢倉田柳ヶ坪と緑ヶ丘三丁目の境界線、徳吉字古川丁場麻蔭と緑ヶ丘三丁目の境界線、徳吉字城土居出合と緑ヶ丘三丁目の境界線、徳吉字古屋敷と緑ヶ丘三丁目の境界線、徳吉字上五反田と緑ヶ丘三丁目の境界線及び徳吉字梶田と緑ヶ丘三丁目の境界線で囲まれた区域

鳥取県告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、船岡町（大字水口及び大字殿の各一部）の地積図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年5月22日現在の地番による。）
大字殿字屋ゲン田	大字殿字屋ゲン田のうち29の4から29の7まで、35の2、35の6、35の7以外の区域
大字殿字真内	大字殿字屋ゲン田29の4から29の7まで、35の2、35の6、35の7 大字殿字真内の全域

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年8月16日現在の地番による。）
大字殿字和田土居	大字殿字和田土居のうち528の2及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字殿字頓正寺	大字殿字和田土居528の2及びこれと一体をなす国有地 大字殿字頓正寺の全域

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年11月20日現在の地番による。）
大字水口字背戸	大字水口字背戸のうち174の2、174の8、174の9以外の区域
大字水口字上土居	大字水口字背戸174の2、174の8、174の9 大字水口字上土居の全域

鳥取県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 小山 和 夫 鳥取市本高143 - 1
 " 懸 樋 勝 男 鳥取市本高92
 " 河 原 利 明 鳥取市本高129
 " 河 原 茂 輔 鳥取市本高135
 " 河 原 正 彦 鳥取市本高165
 " 松 尾 正 彦 鳥取市本高85 - 6
 監事 松 尾 敏 行 鳥取市本高146
 " 河 原 正 彰 鳥取市本高373
 " 松 下 卯 一 郎 鳥取市本高358
 " 河 原 宏 好 鳥取市本高397 - 3

平成12年4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小山 和 夫 鳥取市本高143 - 1
 " 懸 樋 勝 男 鳥取市本高92
 " 河 原 利 明 鳥取市本高129
 " 河 原 茂 輔 鳥取市本高135
 " 河 原 正 彦 鳥取市本高165
 " 松 尾 正 彦 鳥取市本高85 - 6
 監事 松 尾 敏 行 鳥取市本高146
 " 河 原 正 彰 鳥取市本高373
 " 松 下 卯 一 郎 鳥取市本高358
 " 河 原 宏 好 鳥取市本高397 - 3

平成12年5月1日就任 任期2年

鳥取県告示第53号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
船 岡 町	平成9年度から平成12年度まで	船岡町（大字水口及び大字殿の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡船岡町大字水口及び大字殿の各一部	平成13年2月9日

鳥取県告示第54号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
福部村
- 2 事業の種類
福部南部地区農業集落排水事業処理施設建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 岩美郡福部村大字栗谷字福田井手添地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
岩美郡福部村大字細川668
福部村役場

鳥取県告示第55号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により告示する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成12年11月1日鳥土維第341号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
気高郡青谷町大字露谷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市吉成三丁目9-18
鳥取シャッター有限公司
代表取締役 山本春美

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事の概要
(1) 工 事 名 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区（6号橋上部工）工事
(2) 工事場所 西伯郡中山町高橋
(3) 工事内容
本件工事は、名和町大字神田から中山町羽田井までを結ぶ農道の中山町高橋地内の谷部を横断する橋りよ

う上部工の製作、桁^{けた}の架設及び橋面工を行う工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工によって行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

形 式：4径間連続非合成^{ばんけた}鋼桁（耐候性鋼材）

橋 長：L = 186.8m

支 間 長：51.40m+52.00m+41.00m+40.40m

平面線形：直線

斜 角：90°

幅 員：全体幅員 = 7.7m

道路幅員 = 6.5m

車道幅員 = 5.5m

架設工法：手延べ式送り出し工法

橋 面 工 床版工 一式

舗装工 一式

高欄工 一式

(5) 工 期 平成13年3月から平成14年8月30日まで

(6) 予定価格 355,068,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事を共同企業体による分担施工により行い、各構成員の分担を次のとおりとすること。

(ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とすること。

(イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とすること。

イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名により自主的に結成されたものであること。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成13年2月9日（金）から同年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 平成12年4月1日（土）から平成13年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 鋼構造物工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,100点以上であ

ること。

(エ) 平成2年度以降に道路橋における鋼製上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成2年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

c 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 代表者以外の者の資格

(ア) 県内に本店を有する者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

(エ) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。

(オ) 平成2年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工工事又は下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(カ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合にあつては、専任で配置しなければならない。

a 平成2年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

c 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月9日（金）から同年2月22日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）

米子市糺町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課（日野総合事務所内）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するもの

とする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係 (鳥取県庁本庁舎 4階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係 (電話番号 0857-26-7331) とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格を持って入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入3期地区(9号橋上部工)工事

(2) 工事場所 西伯郡中山町羽田井

(3) 工事内容

本件工事は、名和町大字神田から中山町羽田井までを結ぶ農道の中山町羽田井地内の谷部を横断する橋りょう上部工の製作、桁^{けた}の架設及び橋面工を行う工事を特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による分担施工によって行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

形 式：4径間連続非合成^{ばんけた}鋼桁(耐候性鋼材)

橋 長：L = 224.7m

支 間 長：51.40m+65.00m+61.00m+45.40m

平面線形：曲線

斜 角：90°
幅 員：全体幅員 = 7.7m
道路幅員 = 6.5m
車道幅員 = 5.5m
架設工法：手延べ式送り出し工法
橋 面 工 床版工 一式
舗装工 一式
高欄工 一式

(5) 工 期 平成13年3月から平成14年9月30日まで

(6) 予定価格 491,841,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事を共同企業体による分担施工により行い、各構成員の分担を次のとおりとすること。

(ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とすること。

(イ) 橋面工事は、代表者以外の者による施工とすること。

イ 共同企業体は、(2) で定める資格を満たす者2名により自主的に結成されたものであること。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成13年2月9日 (金) から同年3月14日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 平成12年4月1日 (土) から平成13年3月14日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 鋼構造物工事について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,100点以上であること。

(エ) 平成2年度以降に道路橋における鋼製上部工^{けた}の桁製作から架設工事までの一連の工事 (以下「橋りょう上部工の同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成2年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検

定に合格した者であること。

- c 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 代表者以外の者の資格

(ア) 県内に本店を有する者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

(エ) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。

(オ) 平成2年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工工事又は下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(カ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合にあつては、専任で配置しなければならない。

a 平成2年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

c 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月9日（金）から同年2月22日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）

米子市糺町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課（日野総合事務所内）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するも

のとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857-26-7331）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格を持って入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 湯山地区林地荒廃防止施設災害復旧工事（1号箇所）
- (2) 工事場所 岩美郡福部村大字湯山
- (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、福部海岸の人工砂丘の災害復旧工事を、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
 - イ 本件工事は、国立公園内の工事であるため、周辺に土砂等を散逸させないように注意して施工する必要がある。
 - ウ 本件工事の工事箇所は海水面に隣接した箇所であるため、水質汚濁に万全の対策をとるとともに、施工方法等について十分な検討を行い、施工計画を立てた上で工事を施工する必要がある。

(4) 工事の詳細

緩傾斜護岸工	延長184.3m
被覆ブロック	817 個
土 土	10,606.0m ³
盛 土	12,484.0m ³
基礎碎石工	3,656.4m ³
ふとんかご工	3,656.4m ³
仮 設 工	水替、仮締切 1式
	鋼矢板締切 (型) 232.8m、(型) 175.2m

- (5) 工 期 平成13年3月から平成13年12月20日まで
- (6) 予定価格 235,756,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成13年2月9日（金）から同年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成12年4月1日（土）から平成13年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

- (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 入札参加告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,030点以上であること。
- イ 平成2年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鋼矢板締切を伴う海岸又は河川内の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ (2)の力により配置する主任技術者又は監理技術者が、平成2年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月9日（金）から同月22日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）
八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）
米子市糺町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課（日野総合事務所内）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話 0857 - 26 - 7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 湯山地区林地荒廃防止施設災害復旧工事（2号箇所）

(2) 工事場所 岩美郡福部村大字湯山

(3) 工事内容

ア 本件工事は、福部海岸の人工砂丘の災害復旧工事を、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、国立公園内の工事であるため、周辺に土砂等を散逸させないように注意して施工する必要がある。

ウ 本件工事の工事箇所は海水面に隣接した箇所であるため、水質汚濁に万全の対策をとるとともに、施

工方法等について十分な検討を行い、施工計画を立てた上で工事を施工する必要がある。

(4) 工事の詳細

緩傾斜護岸工	延長245.4 m
被覆ブロック	995 個
土 土	25,052.3 m ³
盛 土	5,632.0 m ³
基礎碎石工	4,468.6 m ³
ふとんかご工	4,468.6 m ³
仮 設 工	水替、仮締切 1式
	鋼矢板締切 (型) 543.1 m

(5) 工 期 平成13年3月から平成13年12月20日まで

(6) 予定価格 276,748,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成13年2月9日 (金) から同年3月14日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成12年4月1日 (土) から平成13年3月14日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- カ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 入札参加告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,030点以上であること。
- イ 平成2年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鋼矢板締切を伴う海岸又は河川内の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員とし

て施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ (2) の力により配置する主任技術者又は監理技術者が、平成2年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月9日(金)から同月22日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方農林振興局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方農林振興局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野地方農林振興局総務課(日野総合事務所内)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話 0857-26-7331)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 湯山地区林地荒廃防止施設災害復旧工事 (3号箇所)

(2) 工事場所 岩美郡福部村大字湯山

(3) 工事内容

ア 本件工事は、福部海岸の人工砂丘の災害復旧工事を、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、国立公園内の工事であるため、周辺に土砂等を散逸させないように注意して施工する必要がある。

ウ 本件工事は、工事箇所は海水面に隣接した箇所であるため、水質汚濁に万全の対策をとるとともに、施工方法等について十分な検討を行い、施工計画を立てた上で工事を施工する必要がある。

(4) 工事の詳細

緩傾斜護岸工	延長222.9m
被覆ブロック	1,065 個
土 土	12,504.1m ³
盛 土	28,286.3m ³
基礎砕石工	4,825.6m ³
ふとんかご工	4,825.6m ³
仮 設 工	水替、仮締切 1式
	鋼矢板締切 (型) 522.8 m

(5) 工 期 平成13年3月から平成13年12月20日まで

(6) 予定価格 291,616,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成13年2月9日（金）から同年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成12年4月1日（土）から平成13年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
（ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ）監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（3）共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,030点以上であること。

イ 平成2年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鋼矢板締切を伴う海岸又は河川内の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ （2）のイにより配置する主任技術者又は監理技術者が、平成2年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年2月9日（金）から同月22日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課（日野総合事務所内）

（2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

（1）のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

ウ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話 0857 - 26 - 7331）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。